

社援保発0928第2号
平成30年9月28日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、<u>当該被保護者に対して、資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づき費用返還を求め、加えて法第 77 条の 2 第 1 項に基づき法第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部を徴収することができる</u>としています。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。</p>	<p style="text-align: right;">社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p style="text-align: center;">生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づく費用返還を<u>当該被保護者に対して求めること</u>としています。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。</p> <p><u>また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用</u></p>

このため、保護費、就労自立給付金及び進学準備給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

記

1 (略)

2 法第 77 条の 2 に基づく費用徴収決定について

法第 77 条の 2 第 1 項により、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 63 条の費用返還額の全部又は一部を徴収金として徴収することができる。一方で、法第 77 条の 2 第 1 項及び生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条の 3 により、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」は、法第 63 条の費用返還額を法第 77 条の 2 第 1 項の徴収金として徴収することができず、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつた場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつたことにより保護の程度の決定を誤つた場合等が該当する。

3・4 (略)

5 国税徴収の例による費用徴収について

法第 77 条の 2 第 2 項では、同条第 1 項の規定による徴収金について国税徴収の例により徴収することができることとしている。また、法第 78 条第 4 項では、法第 77 条の 2 第 2 項の規定は法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定による徴収金について準用することとしている。これらの規

し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところ。

このため、保護費、就労自立給付金及び進学準備給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

記

1 (略)

(新設)

2・3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第 78 条第 4 項では、法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。本規定に関して、特に以下の点に留意すること。

定に関して、特に以下の点に留意すること。

(1) 法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき生じる債権及び法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき生じる債権は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 97 条第 4 号に規定する租税等の請求権に該当し、免責許可の決定の効力が及ばず（同法第 253 条第 1 項）、また、当該債権に係る債務の弁済は、同法第 163 条第 3 項の規定により、同法第 162 条第 1 項の適用を受けず、偏頗行為の否認の例外となること。

(2) (略)

(3) 法第 77 条の 2 第 1 項の規定は、平成 30 年 10 月 1 日以後に支払われた保護費に係る徴収金について適用されるものであり、平成 30 年 9 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと。

また、法第 78 条第 1 項又は第 3 項の規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費、就労自立給付金又は進学準備給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと。

6 法第 78 条の 2 による費用徴収について（保護金品等との調整）

従来、法第 63 条による返還金については、保護費との調整を行う規定が存在しなかったことから、被保護者が金融機関への口座振込等を行う手間や、振込み忘れ等による返還金の回収漏れが生じるなど、被保護者と保護の実施機関の双方に負担が生じているという課題があった。

このため、法第 78 条の 2 を改正し、保護の実施機関は、被保護者が保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る。）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）を、法第 77 条の 2 による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、申出に加えて、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）には、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を徴収することができることとしている（法第 77 条の 2 第 1 項に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」（本通知の 2 参照）及び法第

(1) 法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき生じる債権は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 97 条第 4 号に規定する租税等の請求権に該当し、免責許可の決定の効力が及ばず（同法第 253 条第 1 項）、また、当該債権に係る債務の弁済は、同法第 163 条第 3 項の規定により、同法第 162 条第 1 項の適用を受けず、偏頗行為の否認の例外となること。

(2) (略)

(3) 本規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費、就労自立給付金又は進学準備給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと。

5 法第 78 条の 2 による費用徴収について（保護金品等との調整）

法第 78 条第 1 項又は第 3 項の規定による徴収金の徴収については、不正により受給した金銭を費消していないこと等により、それに相当する額を被保護者が有している場合には当該金銭により返還させることが可能である。しかし、不正受給した金銭を費消したうえ、引き続き保護を受給するなど当該徴収金の徴収が困難な場合があることから、法第 78 条の 2 により、保護の実施機関は、被保護者が保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る。）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）を、法第 78 条第 1 項による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、これに加えて、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）には、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を控除して徴収することができることとしている（法第 63 条による返還金は本取扱いの対象外であるので留意すること。また、

55 条の 5 第 1 項に規定する進学準備給付金は、本取扱いの対象外であるので留意すること。)。

また、法第 78 条第 1 項又は第 3 項の規定による徴収金の徴収については、不正により受給した金銭を費消していないこと等により、それに相当する額を被保護者が有している場合には当該金銭により返還させることが可能である。しかし、不正受給した金銭を費消したうえ、引き続き保護を受給するなど当該徴収金の徴収が困難な場合があることから、法第 78 条の 2 により、保護の実施機関は、被保護者が保護金品等を、法第 78 条第 1 項による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、これに加えて、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）には、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を徴収することができることとしている（法第 55 条の 5 第 1 項に規定する進学準備給付金は、本取扱いの対象外であるので留意すること。)。

本取扱いを実施する場合には、以下の事項に留意すること。

(1) 被保護者からの申出について

(ア) 法第 77 条の 2 に基づく徴収金の場合

被保護者による、保護金品等を法第 77 条の 2 第 1 項に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出については、同項の規定に基づく徴収金の決定がされた際などに、別添 3（法第 77 条の 2 に基づく徴収金の場合）の様式を参考に当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めること。

また、申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意し、申出後に被保護者から当該申出の取消について意思表示がされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申出の取消しを認めること。

なお、保護金品等と調整する徴収金額については、徴収金を決定した時点で、保護金品と調整する額の上限額などについて保護の実施機関から説明し、上述の別添 3 の様式に記載させるなど当該徴収金額の書面への記載を求めること。

(イ) 法第 78 条第 1 項に基づく徴収金の場合

被保護者による、保護金品等を法第 78 条第 1 項に基づく徴収金の納

進学準備給付金は、法第 78 条の 2 に基づき徴収金を徴収できる取扱いの対象となっていないので留意すること。)

本取扱いを実施する場合には、以下の事項に留意すること。

(1) 被保護者からの申出について

被保護者による、保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出につい

護保険料加算は除く。)の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。(複数の徴収金について保護金品と調整する場合は、徴収金の総額に対して、上記の目安を適用すること。)

生活の維持に支障がないとする徴収金額については、上記によるほか、領収書・レシートなど家計状況や生活状況について可能な限り把握するとともに、被保護者の同意を得た上で、当該被保護世帯の自立の助長についても十分配慮し保護の実施機関にて個別に判断すること。

なお、被保護者に収入がある場合であって最低生活費に収入を充当した結果、住宅扶助、教育扶助の全額又は一部相当額のみが保護費として支給される場合でも、当該保護費支給額が徴収金額を超えるのであれば、保護金品と徴収金を調整することができるものである。

また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。

料加算は除く。)の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額に加えて差し支えないものとする。

生活の維持に支障がないとする徴収金額については、上記によるほか、領収書・レシートなど家計状況や生活状況について可能な限り把握するとともに、被保護者の同意を得た上で、当該被保護世帯の自立の助長についても十分配慮し保護の実施機関にて個別に判断すること。

なお、被保護者に収入がある場合であって最低生活費に収入を充当した結果、住宅扶助、教育扶助の全額又は一部相当額のみが保護費として支給される場合でも、当該保護費支給額が徴収金額を超えるのであれば、保護金品と徴収金を調整することができるものである。

また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。

別添3

(新設)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。)より、
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

 年 月 日

住 所

氏 名

印

福祉事務所長 殿

別添 4

生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第 7 8 条第 1 項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 7 8 条の 2 に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 7 8 条第 1 項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住 所
氏 名



福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき、
年 月分からの保護金品等より毎月
円を 年 月 日付費用徴収決定通知に
よる法第 7 8 条第 1 項の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものと
します。

別添 3

生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 7 8 条の 2 に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

平成 年 月 日

住 所
氏 名



福祉事務所長 殿

平成 年 月 日

私は、本申出に基づき、
年 月分からの保護金品等より毎月
円を 年 月 日付費用徴収決定通知に
よる法第 7 8 条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものと
します。